

学校を拠点とした学童期の子育て支援， 自立・発達支援プログラムの理論と実践 －「放課後子どもプラン」の課題と方向－

森 本 精 造
(飯塚市教育委員会)

1 子育て支援，自立・発達支援事業「子どもマナビ塾」

(1) 「子どもマナビ塾」の概要(18年度)

「雨ニモマケズ 風ニモマケズ

雪ニモ夏ノ暑サニモマケヌ 丈夫ナカラダヲモチ

・・・・・・・・

サウイフモノニ ワタシハナリタイ」

旧穂波町(18年3月合併により現「飯塚市」)における，某小学校の放課後の1教室で行われている朗唱の一場面である。その教室の入り口には「〇〇小学校マナビ塾」という看板が掲げられている。

「子どもマナビ塾」(以下「子塾」)開催までには，平成14年度完全学校週5日制対応事業として始めた，「いきいきサタデースクール」(以下「いきサタ」)事業以来数年かかったが，平成17年度から旧穂波町全小学校5校において，公民館と学校との共催で「子塾」事業を立ち上げた。

18年度の「子塾」の概要は次のとおりである。

- ① 年間275日（平日の放課後，土曜日，長期休業日）
- ② 参加した児童は対象児童（5小学校1年～6年）の約3割
- ③ 出席率年間通して80%以上
- ④ 1学期，夏休み，2学期，冬休み，3学期，春休みに分割募集
- ⑤ プログラム提示，曜日選択制を採用
- ⑥ 指導に当たった高齢者等ボランティア指導者，延べ約10,000人
- ⑦ 運営に必要なコーディネーター，生活指導員を置く
- ⑧ 事業に費やした経費約2,000万円
- ⑨ 各小学校と公民館の共催事業
- ⑩ 主なプログラム：パソコン，英会話，料理，書道，珠算，絵画，昔遊び，工作，体力づくり，囲碁・将棋，算数・国語の学習等
- ⑪ 文部科学省「地域子ども教室」受託事業

（2）「子どもマナビ塾」の特色

1）学社連携の成果

「子塾」の特色は，学社連携である。「子塾」は基本的には社会教育事業であるが，会場は学校，対象者もその学校に通う子どもたちであり，学校に関わってもらうことは事業推進上不可欠である。学校開放の意義について校長会等管理職と話し合いながら実施に踏み切ってきた。

学校は子どもたちが日常使っている場であり，使い慣れている，保護者も安全で安心できる場所，施設設備が多様なプログラムに対応できることなど公民館よりも数段メリットがあることを説得の材料にした。

学校開放の課題は管理上の問題である。それは教育委員会が責任を持つことで納得してもらった。学校側が積極的に開放してくれたことで重要な付加価値が付いた。

①「学校安全会」（通称）の適用

「いきサタ」「子塾」の事業を進める上で一番心配だったのが，子どもたちの活動中の事故に対する補償の問題である。

「いきサタ」の当初は，個人的に保険に加入するということで，500円徴収した。その後，事業の主管を教育委員会から公民館に移動し，公民館総合補

償制度対象事業に位置づけ、保険料を不要とした。

次に「子塾」事業を、平日放課後、土曜休日に拡充したことで、学校の協力が不可欠になり、「子塾」は学校と公民館の共催事業にした。

このことにより、思わぬ成果が現れることになった。

平成15年9月1日付、文部科学省（以下「文科省」）が出した「学校の教育計画に基づいて行われる休業日などの課外指導に対する学校の管理下の範囲について」の通知により、「子塾」は、日本体育・学校健康センターの「災害共済給付の基準について」（昭和61年6月17日付け日体健安業第340号）の一部改正について（通知）（平成15年8月27日付け日体健安業603号）の適用可能事業になった。

事故防止については最大の配慮が必要だが、保護者には安全・安心を伝え、万が一の事故に対する補償について理解をしてもらっておくことは重要である。その意味で上記文科省の通知は追い風になった。

② 子どもの安全のための「学校宣言」

平成16年、長崎県や奈良県で相次いで発生した子どもたちの痛ましい事件・事故に鑑み、その年の12月、全小学校5校は子どもたちの安全のための「学校宣言」を出した。内容は次のとおりである。

緊急！！子どもの安全のための「学校宣言」 ○○小学校
最近の子どもたちの痛ましい事件に鑑み、我が校の
子ども達を守り、安全を確保するため、3学期から
平日の放課後、18時まで希望する子どもたちを学
校で預かります。

学校教育と社会教育が連携した事業「子塾」の継続による財産だが、教職員の子どものを守る積極的な姿勢は、保護者や地域の人たちに少なからず信頼感をもたらしたものと考えている。

2) 受講料1回100円の受益者負担

「いきサタ」事業以来「子塾」でも、受講者には1回100円の受講料を徴収してきた。1回100円といえども100円効果（硬貨）の大きさに驚いた。年間通して80%以上の出席率という高さは、社会教育事業に受益者負担導入の効

果を実証した。

3) 活動プログラムと高齢者ボランティア指導者

「子塾」では、学習や活動のプログラムを導入し、曜日選択制を採用した。

そのプログラムには、人生経験豊かな多くの高齢者ボランティアを派遣し、高齢者が持つ様々な技術や生活の知恵を子どもたちに伝えてもらった。高齢者も元気でないと続かない。他人のために役に立つ、認められることは健康の維持・管理上極めて有効である。高齢者は「子塾」では「先生」になる。

4) ボランティア指導者には費用弁償

指導に当たってもらう高齢者ボランティアには、1回1,500円の費用弁償を支払った。ボランティアといえども子どもたちへの指導を託すのである。指導のための自己研鑽も不可欠である。そのための準備、当日の指導等に費やす時間も少なくない。一年間続けるのである。時間がルーズになっても困る。責任ある指導を依頼すれば、指導に必要な準備の時間、教材研究、指導にかかるエネルギー、会場までのガソリン代等を考えると、費用弁償は必要経費である。この費用弁償が無かったら年間通した「子塾」事業にはならなかっただろう。

(3)「子塾」の教育的意義

1)「子どもマナビ塾」の発想とねらい

平成14年度の「完全学校週5日制」が始まった当時、保護者からは児童・生徒の学力低下への不安の声が起こった。「いきサタ」事業は、保護者の不安解消のための事業として好評だった。

そんな中、共働き家庭の保護者から、小学校3年生までで終了する、厚生労働省（以下「厚労省」）の「放課後児童健全育成事業」（以下「学童保育」）の後事業に、「いきサタ」事業の平日開催について強い要望が出され、それがきっかけになって、「いきサタ」は17年度の「子塾」事業開設へと発展した。

2)「過保護と放任」の子育て

福岡県教育委員会は昭和55年に「小学生をもつ父親、母親の養育態度・行

動の実態」(昭和55年度家庭教育総合セミナー報告書)を行っている。同じ内容の調査が10年後の平成3年、その後5年後の平成8年、さらに5年後の平成13年、そして5年後の平成18年に実施されている。興味深い調査である。筆者は昭和55当時の調査に関わった。

昭和55年の調査報告書によると、親の養育態度・行動の領域を世話、授与、干渉、受容、叱責の5つの側面に区分して、県下の小学生を持つ父親・母親8,000人に対する調査が行われている。

結論では「極めて多くの親が過保護である」と結んである。さらに教えられるべきものが教えられず、体験すべきことを体験していない「放任」の子育て現状の指摘がある。

昭和55年当時の小学生が「過保護と放任」の中で育っていることに対し、家庭教育の在り方と子どもたちの将来に警告を発している。

当時の小学生は保護者になり、現代っ子は「過保護2世」である。

3) 子育て支援

「学童保育」は、核家族化や共働き家庭が増加する中、利用者は年々増加傾向にある。保護者の就労形態の変化に伴う社会の要請だろう。その運営形態や設置場所は各自治体で異っているが、その多くは学校の校舎の一部を使い、または運動場の一角に専用施設を建設するなどして運営されている。学校の校舎、運動場が安全・安心な子どもの居場所であり、保護者にとっても一番安心して預けられ、そして働ける環境づくりといった点からも高い評価を得た子育て支援事業である。

旧穂波町で進めてきた文部科学省の「地域子ども教室」の受託事業の「いきサタ」や「子塾」も、学校の教室や運動場、体育館等を活用し、子どもたちの安全で安心な居場所を確保する点では、まさに子育て支援事業である。

4) 自立・発達支援事業へ

「過保護と放任」の子育ては、一人前に自立するために必要な発達課題の未達成という現実をつくりだしている。核家族化や共働き家庭が増加する中、保護者による「預かるだけでなく、家庭でできていない各種体験も」という要求の高まりは必然である。

「子塾」では、従来の「子育て支援」に加え、保護者が求める学童期の子どもたちへの「自立・発達支援」を行うため、多様な学習や体験プログラムを導入し、そこに指導者を派遣するシステムを確立した。

2 「放課後子どもプラン」への期待

(1) 「放課後子どもプラン」への期待

1) 「放課後子どもプラン」の目的

平成19年3月30日付で文科省と厚労省の両局長名で実施要項が示されている。目的では「少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動ができる場の確保を図ると共に次世代を担う児童の健全育成を支援すること」となっている。

事業内容は、文科省の「放課後子ども教室」(以下「教室」と呼ぶ)と厚労省の「学童保育」に分かれている。以下「教室」と「学童保育」を比較してみる。両事業ともよく似ているが微妙に異なっている。

2) 「教室」の概要

- ① 趣旨は、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する」である。
- ② 対象とする子どもの範囲は「地域の子ども全般。主な対象は小学生」

3) 「学童保育」の概要

- ① 趣旨は、「児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」である。

- ② 対象児童は「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童。特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童も加えることができる」となっている。

4)「教室」と「学童保育」の相違

趣旨、対象児童を見る限りにおいての違いは、「教室」は多様なプログラムと地域住民の参画を求めているのに対し「学童保育」は遊びと生活の場を与えることになっている。

対象児童はともに6年生まで可能であるが、「学童保育」は保護者が昼間いない児童に限定している。

この違いは、さらに事業運営面で顕著になる。

「教室」には、「学童保育」や学校関係者との連絡調整、事業を企画するコーディネーターを置き、さらに安全管理員の配置を義務づけ、プログラムに見合うボランティア指導者（学習アドバイザー）確保を求めているのに対し、「学童保育」には放課後児童指導員の配置が義務づけられ、「教室」と学校関係者との連絡調整等を行うことになっている。

「教室」は開設日数に最低実施日数は決められていないが、「学童保育」は年間250日以上（21年度までは特例で200日以上でも可）の義務がある。

同じ「放課後子どもプラン」でこの相違点を持ては、一つの自治体での一本化は難しい、といって双方で子どもの奪い合いはすべきでない。

5)「教室」と「子塾」

基本的には同じであるが、旧穂波町の「子塾」では1の（1）の通り、結果として「教室」を先取りした形で事業を実施し、「教室」のモデルづくりの実験事業をしたことになる。その実績をもとに次の点を強調して「教室」に取り入れることを期待している。

- ① 学社連携を進める上で、学校活用へこだわって欲しい。
- ② 金額の多寡、その用途は別にして、受益者負担を導入する。「子塾」での受講料、1回、100円の効果は高い出席率で実証された。
- ③ 「学習アドバイザー」等が高齢者ボランティアを優先して活用しよう。少子高齢社会対応の必要課題である。

- ④ 高齢者ボランティアには費用弁償を支払って欲しい。職員や「学童保育」の指導員活用を考えれば費用効果は格安で済み、高齢者の元気の源になり、継続につながる。

(2)「放課後子どもプラン」は複合課題解決事業

1)「教室」の可能性

- ① 従来からの青少年健全育成事業の整理統合が可能になる。
- ② かけ声だけだった「学社連携・融合」が真の実践へつながる。
- ③ 保護者が安心して働ける環境が整い、高齢者の生きがい事業になり「少子高齢社会」対応事業になる。
- ④ 財政的に苦しい自治体にとって、高齢者の元気は医療費、介護費等の削減の可能性を持っている。
- ⑤ 女性の社会進出が拡大し、「男女共同参画社会」の実現に寄与できる。
- ⑥ タテ割り行政の課題である「教室」と「学童保育」の連携は、教育と福祉の連携を推進する事業である。

2)「教育」と「福祉」の連携

- ⑤までは、まさに自治体が抱える重要課題に対応できる事業であるが、現実には前述の通り、「放課後子どもプラン」は文科省と厚労省の別々事業である。事業内容が重要な意味を持つだけに一本化を期待する。
教育と福祉の連携こそが今一番求められている今日的課題である。